

令和5年度負担金の賦課及び徴収方法（案）

1. 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する事務に要する経費から、水田農業改革支援事業補助金等及び前年度繰越金を除いた経費の負担割合を、次のとおりとする。

（1）福島県 2分の1

（2）福島県農業協同組合中央会 2分の1

2. 1. で定めた負担額を調整するため、負担金の納入時期（四半期ごと）及び年度末に精算することを内容とした協定を、推進会議と会員間で締結するものとする。

以上